

2013年の日本の難民認定状況に関する声明

全国難民弁護団連絡会議

2014年4月2日

法務省入国管理局の発表によれば、2013年の難民認定数は6件で1997年以来の一桁となり、難民認定率も0.1%と過去最低を3年連続して更新したことが判明した。また、報道によれば、異議審査において、法務大臣が難民審査参与員の多数意見を覆した事例が4件（7人）にも上っていたことが明らかになった。

1 1997年以来の一桁の難民認定数・過去最低の難民認定率の更新

法務省入国管理局の発表によれば、2013年に難民と認定された者は全体（一次審査・異議審査の合計）でわずか6人であり、1997年以来の一桁となった。

一次手続で難民と認定された者は3人であったが、うち1人は裁判所によって難民不認定処分が取り消された者であることから、法務省入国管理局が実質的に一次審査で難民と認定した者はわずか2人であった。他方、異議審査で難民と認定された者は3人であり、2005年の難民審査参与員制度導入以前の水準になっている。

一次手続での処理数に対する難民認定数の割合は0.1%であり、過去最低であった2012年の0.23%をさらに下回ることになった。また、異議申立手続での処理数に対する難民認定数の割合は0.3%であり、2005年の難民審査参与員制度導入以降同様に最低となった。

なお、法務省入国管理局は、難民とは認定しなかったものの、人道的な配慮が必要なものとして在留を認めた者は151人であり、難民認定者6人を加えた157人が庇護数であるとしている。しかし、人道配慮者は、難民認定者と比較して様々な点で不利益な立場に置かれているものであって、人道配慮を理由に在留を認めることをもって、難民認定と同様の庇護を与えたものということとはできないものである。

2 法務大臣が難民審査参与員の多数意見を覆した事例が4件（7人）に上ることが判明

また、報道によれば、異議審査において、法務大臣が難民審査参与員の多数意見を覆した事例が4件（7人）に上ることが判明した。

このことは、異議審査で難民と認定された者が3人であることに照らし、参与員が難民であるとの多数意見を述べた7件（10人）のうち、少なくとも半数以上の多数意見が尊重されなかったことを意味するものである。

難民審査参与員制度は2005年5月から施行されているが、2012年までは法務大臣が参与員の多数意見と異なる判断をしたことはなく、法務省入国管理局の毎年の発表においても、「過去に法務大臣が難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる決定をした例はありません」とされていた。

当連絡会議が2013年12月の声明で述べたとおり、このような法務大臣の判断は、異議審査の中立性、公平性、透明性を高めるという難民審査参与員制度の導入の趣旨に反するとともに、第三者機関である同制度によって公平で中立的な異議審査が担保されてきたという日本政府の従前の立場にも反するものである。

3 過去最高の難民申請者数と異議審査の長期化

他方、2013年に日本で難民認定申請を行った者は3260人であり、過去最高であった2012年の2545人を715人上回るようになった。申請者の主な国籍は、2012年とほぼ同様でありトルコ（658人）、ネパール（544人）、ミャンマー（ビルマ）（380人）、スリランカ（345人）などとなっている。ガーナ（114人）、カメルーン（99人）ナイジェリア（68人）などのアフリカ諸国出身の申請者については、2012年とほぼ同数となっている。

このような難民認定数の著しい減少と申請者数の増加を受け、異議申立数も2408人と過去最高を3年連続して更新しており、2013年末の異議申立手続の未処理数は少なくとも4500人を上回っていると考えられる。その結果、異議申立手続の平均処理期間は2012年と同様に著しく長期化しており、申請者、特に、在留資格のない申請者の地位を非常に不安定なものとしている。

4 あらためて難民認定制度の抜本的な改善に向けて

当連絡会議は、2013年4月の声明において、日本における難民認定制度は、危機に瀕しているといっても過言ではないと述べていた。しかしながら、難民認定数が1997年以來の1桁となり、法務大臣が参与員の多数意見を覆した事例が4件（7人）にも上った2013年の難民認定状況は、一桁の認定数が続いた1990年代に回帰するものとして、難民を支援する関係団体に衝撃をもって受け止められている。

当連絡会議は、あらためて、難民認定制度に関する専門部会において、単に迅速な処理のための方策が議論されるのではなく、国際難民法の水準をふまえた難民認定制度を実現するための抜本的な方策が議論されるよう求めるとともに、日本において真の難民条約の履行が確保されるべく、難民を支援する関係団体と協力しながら、現行の日本の難民認定制度の問題点の抜本的な改善に向けての取組を行っていく所存である。

以上